

令和4年8月31日

令和5年度の財政投融資計画要求書

(機関名 : 株式会社日本政策金融公庫 (国民一般向け業務))

1. 令和5年度の財政投融資計画要求額

(単位: 億円、%)

区分	令和5年度 要求額	令和4年度 計画額	対前年度比	
			金額	伸率
(1)財政融資	17,600	23,000	△5,400	△ 23.5
(2)産業投資	128	20	108	540.0
うち 出資	128	20	108	540.0
うち 融資	—	—	—	—
(3)政府保証	—	—	—	—
うち 国内債	—	—	—	—
うち 外債	—	—	—	—
うち 外貨借入金	—	—	—	—
合 計	17,728	23,020	△5,292	△ 23.0

(注) 新型コロナウイルス感染症対策に係る要求額については、現在検討中(事項要求)。

2. 財政投融資計画残高

(単位: 億円、%)

区分	令和5年度末 残高(見込)	令和4年度末 残高(見込)	対前年度比	
			金額	伸率
(1)財政融資	88,210	91,267	△3,057	△3.3
(2)産業投資	390	262	128	48.9
うち 出資	390	262	128	48.9
うち 融資	—	—	—	—
(3)政府保証	2,000	2,650	△650	△24.5
うち 国内債	2,000	2,650	△650	△24.5
うち 外債	—	—	—	—
うち 外貨借入金	—	—	—	—
合 計	90,600	94,179	△3,579	△3.8

3. 事業計画及び資金計画

事業計画

(単位:億円)

区分	令和5年度 要 求 額	令和4年度 計 画 額	増 減
事業計画の合計額	28,110	58,960	△30,850
(内訳)	普通貸付（経営改善資金貸付除き）	22,150	51,500
	経営改善資金貸付	3,000	3,930
	生活衛生資金貸付	1,150	1,720
	恩給担保貸付	9	9
	記名国債担保貸付	1	1
	教育資金貸付	1,800	1,800

資金計画

(単位:億円)

区分	令和5年度 要 求 額	令和4年度 計 画 額	増 減
事業計画実施に必要な資金の合計額	28,110	58,960	△30,850
(財源)	財政投融資	17,728	23,020
	財政融資	17,600	23,000
	産業投資	128	20
	政府保証	—	—
	自己資金等	10,382	35,940
	一般会計補給金	222	203
	東日本大震災復興特別会計出資金	2	2
	財投機関債	1,700	1,700
	貸付回収金	28,079	34,925
	借入金等償還	△21,607	△26,456
	その他	1,986	25,566
			△23,580

財政投融資を要求するに当たっての基本的考え方

(機関名 : 株式会社日本政策金融公庫 (国民一般向け業務))

<官民の役割分担・リスク分担>

1. 政策目的の実現に必要な範囲内で、金融・資本市場に関与するに際し、官民の適切な役割分担がなされているか。

(官民役割分担の状況)

「行政改革推進法」及び「日本政策金融公庫法」により、政策金融の機能は、「国民一般、中小企業者及び農林水産業者の資金調達を支援する機能」に限定され、平成20年10月に発足した株式会社日本政策金融公庫(国民一般向け業務)が、「国民一般の資金調達を支援するための金融の機能を担う」こととされた。

これは、当業務の主な対象層である小規模事業者は、信用力・担保力が弱く、情報の非対称性により、民間金融で十分に対応できない分野であると認められたことが背景にあり、当業務は「民間金融市场の補完」に該当する。

さらに、創業分野は民間の投資マーケットが十分に形成されにくいことから、当業務が行う創業時の資金調達の支援は「民間資金の誘発効果」に該当する。

(危機時における公的金融機能)

新型コロナウイルス感染症に係る貸付、東日本大震災、令和元年台風第19号、令和2年7月豪雨等の大規模災害時における災害貸付や、大型倒産等の緊急時におけるセーフティネット貸付を着実に実行することで、復興支援機能やセーフティネット機能を発揮している。

2. 官民が適切にリスク分担し、民間企業のモラルハザードを防止しつつ、適度な支援を行っているか。

(官民のリスク分担の状況)

前1. のとおり、当業務の主な対象層である小規模事業者は、信用力・担保力が弱く、また、創業分野においては民間の投資マーケットが十分に形成されにくいことを踏まえると、当業務は、民間金融では対応しがたい分野を担っている。

<対象事業の重点化・効率化>

3. 「民間にできることは民間に委ねる」という民業補完性を確保する観点から、対象事業の重点化や効率化をどのように図っているか。

(重点化・効率化の状況)

前2. のとおり、官民の適切な役割分担の下、「財政投融資を巡る課題と今後の在り方について」(平成26年6月)における財政投融資の対象として今後期待される財政投融資の対象分野のうち、次の4分野について重点化を図っている。

- ①産業競争力強化のための新事業や新たな技術開発
- ②ベンチャー企業や中堅・中小企業による事業の発展を目指した長期投資

- ③アジアを中心とした海外の成長の取込みに向けた企業の海外進出
- ④地域産業の成長・雇用の維持創出や新たな活力ある地域づくり

<財投計画の運用状況等の反映>

4. 財投編成におけるP D C Aサイクルを強化する観点から、財投計画の運用状況を財政投融資の要求内容にどのように反映しているか。

令和3年度計画については、新型コロナウイルス感染症の影響長期化等を踏まえて、小規模事業者等の資金調達に支障を来すことのないよう、貸付規模13兆510億円、財政投融資9兆3,013億円（うち財政融資資金9兆500億円）を確保した。

一方、2年度のピーク時に比べて小規模事業者等の資金需要に落ち着きが見られたことから、3年度の貸付実績は2兆4,115億円と、確保した貸付規模に至らなかった。

この結果、財政投融資8兆6,963億円（うち財政融資資金8兆4,450億円）の運用残が生じた。

なお、令和4年度においても、引き続き、新型コロナウイルス感染症への対応をはじめとしたセーフティネット機能の発揮に努めているところ。

令和5年度の貸付規模については、小規模事業者等が必要とする資金需要に対応できるよう、2兆8,110億円を要求している。

令和5年度の財政投融資の規模については、自己資金の十分な精査の結果を踏まえて、1兆7,728億円を要求している。

なお、新型コロナウイルス感染症対策に係る項目については、政策金融機関として求められる役割を適切に発揮する観点から、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた小規模事業者等の資金需要に対応できるよう要求する（事項要求）。

（参考：過去3カ年の財政投融資の運用残額）

	令和元年度	令和2年度	令和3年度
運用残額	1,968億円	94,459億円	86,963億円
運用残率	(9.3%)	(58.7%)	(93.5%)

（注）「運用残率」は、改定後現額（改定後計画+前年度繰越）に対する運用残額の割合（%）。

産業投資について

(機関名：株式会社日本政策金融公庫（国民一般向け業務）)

1. 産投事業の内容

(1) 具体的な事業内容

創業や新事業、企業再生等の局面にある小規模事業者は、概してキャッシュフロー不足や自己資本の脆弱性等の理由により、民間金融機関からの資金調達が困難となっていることが多い。

このため、金融機関による資産査定上自己資本と看做しうる資金を公庫から供給することにより、小規模事業者の財務体質を強化するとともに、当該資金を呼び水として民間金融機関からの資金調達を誘発するべく、「挑戦支援資本強化特例制度」が平成24年度に創設（令和4年度に「挑戦支援資本強化特別貸付」及び「生活衛生関係営業挑戦支援資本強化特別貸付」へ改称し、貸付制度として独立）された。

(2) 必要とする金額の考え方

本制度は、ア. 長期にわたって元本の償還がない、イ. 倒産時において償還順位が他の全ての債権に劣後するという制度設計としているため、公庫は通常の融資制度に比べて高いリスクを負うこととなる一方、ウ. 決算毎の税引後当期純利益額に応じて利率が変動する「成功払い型金利」等の制度設計となっており、本制度の貸付を実行するための原資については、財政投融資特別会計（投資勘定）による出資で手当てすることが必要であると考えている。

令和5年度は、本制度の貸付を実行するための貸付原資として、128億円を要求している。

(3) 見込まれる収益

本制度では、利用先ごとの税引後当期純利益額が0円未満である場合は、利息収入が減少するが、逆に0円以上である場合は、より多くの利息収入を期待できる金利設計となっている。

(4) 民間資金の動員の蓋然性

本制度は、金融機関による資産査定上自己資本と看做しうる資金を供給し、小規模事業者の財務体質を強化することにより、民間金融機関からの資金調達を円滑化することを目的としており、民間金融機関からの呼び水効果が高い制度となっている。

2. リスク管理体制

本制度の貸付に当たっては、申込先が事業計画書を作成することを必須とし、当該計画書に基づき計画の実現可能性等について十分な審査を行うことにより、償還の見通しを十分に見極めている。

また、貸付契約時において財務諸表の真実性等に関する表明保証義務や通常融資以上の報告義務を課すなどの特約を締結することにより、貸付実行後の適切なモニタリングの継続を担保している。

さらに、貸付後に2期又は3期連続で税引後当期純利益額が0円未満となった先

に対し、公庫からの経営改善指導の受け入れ及び適切な経営改善計画書策定を義務付ける等の仕組みを設けることにより、適切な債権管理を行っている。

財投機関債について

(機関名：株式会社日本政策金融公庫（国民一般向け業務）)

1. 令和5年度における財投機関債の発行内容

発行予定額：1,700億円

発行形態：公募型普通社債（SB型）

（参考）令和4年度における財投機関債の発行予定額・発行形態等

発行予定額：1,700億円

発行形態：公募型普通社債（SB型）

2. 要求の考え方

令和5年度の貸付から生じるキャッシュフローを見込んだ結果、ALMの観点から、引き続き、資金調達年限の多様化を図ること等を踏まえて、財投機関債の発行を予定している。

成長戦略等に盛り込まれた事項について

(機関名 : 株式会社日本政策金融公庫 (国民一般向け業務))

「経済財政運営と改革の基本方針2022」、「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画」及び「デジタル田園都市国家構想基本方針」に盛り込まれた事項に関する要求内容

ア 創業支援

<「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画」における記載内容>

- ・規模拡大を重視する視点から、新規創業を重視する視点への転換を図り、新たな付加価値の創造を行う。

<要求内容>

- ・上記記載内容を踏まえ、創業者に対する貸付利率の引下げの延長を要求。

イ 経営者保証免除

<「経済財政運営と改革の基本方針2022」における記載内容>

- ・創業等の促進のため、官民金融機関・信用保証協会における経営者保証に依存しない融資を一層推進する。

<要求内容>

- ・上記記載内容を踏まえ、新規性・成長性のあるスタートアップに対する経営者保証免除要件緩和を要求。

ウ 官民連携

<「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画」における記載内容>

- ・官はこれまで以上に、民の力を最大限引き出すべく行動し、これまで官の領域とされてきた社会的課題の解決に、民の力を大いに発揮してもらう。

<要求内容>

- ・上記記載内容を踏まえ、民間金融機関からの円滑な資金供給を一層促すために、挑戦支援資本強化特別貸付及び生活衛生関係営業挑戦支援資本強化特別貸付について、貸付利率の引下げを要求。

財政投融資の要求に伴う政策評価（基本的事項）

(機関名：株式会社日本政策金融公庫(国民一般向け業務))

[施策名：普通貸付]

1. 政策的必要性

独立して継続が可能な事業について当該事業の経営の安定を図るための資金であって、一般の金融機関からその融通を受けることを困難とするものを供給し、もって国民経済の健全な発展等に資することを目的とする。

小規模事業者の経営は多種多様であり、資金ニーズも多種多様なものとなっているが、そのニーズに柔軟に対応し、小規模事業者の経営の安定化に資する貸付制度である。

令和5年度の貸付規模については、小規模事業者が必要とする資金需要に対応できるよう、2兆5,150億円を要求している。

2. 民業補完性

小規模事業者は、信用力・担保力が弱く、情報の非対称性により、一般の金融機関では対応しがたい対象層であることから、本貸付制度は、「民間金融市場の補完」に該当する。

さらに、創業分野は、民間の投資マーケットが十分に形成されにくいことから、当業務が行う創業時の資金調達の支援は「民間資金の誘発効果」に該当する。

3. 有効性

民間金融を補完しながら、資金面からの成長制約を解消する役割を果たした結果、利用実績は次のとおりとなっており、小規模事業者の経営の安定化等に役立っている。

＜過去5年間の貸付状況＞

平成29年度	255,270件	2兆1,003億円
平成30年度	243,230件	1兆9,082億円
令和元年度	241,824件	1兆8,929億円
令和2年度	835,309件	8兆8,094億円
令和3年度	242,696件	2兆2,062億円

＜貸付残高（令和4年3月31日現在）＞

1,431,586件 11兆3,244億円

4. その他

当業務では、融資にあたっては、財務内容に加え、経営者の能力、取引基盤や今後の事業の見通し等にも着目し、利用者の返済能力を見極めており、償還確実性に配意した審査に努めている。

[施策名：生活衛生資金貸付]

1. 政策的必要性

一般の金融機関から融資を受けることが困難な生活衛生関係営業者に対して資金供給を行い、衛生水準の向上及び設備の近代化を促進することを目的とする。

生活衛生関係営業者は、小規模事業者の中でも零細な事業者が多いことから、生活衛生関係営業者の資金調達に支障を来たすことのないよう、令和5年度の貸付規模については、1,150億円を要求している。

2. 民業補完性

生活衛生関係営業者は、小規模事業者の中でもとりわけ信用力・担保力が弱く、情報の非対称性により、一般の金融機関では対応しがたい対象層であることから、本貸付制度は、「民間金融市场の補完」に該当する。

さらに、創業分野は、民間の投資マーケットが十分に形成されにくいことから、当業務が行う創業時の資金調達の支援は「民間資金の誘発効果」に該当する。

3. 有効性

民間金融を補完しながら、資金面からの成長制約を解消する役割を果たした結果、利用実績は次のとおりとなっており、生活衛生関係営業者の衛生水準の維持・向上に役立っている。

<過去5年間の貸付状況>

平成29年度	14,107件	822億円
平成30年度	14,410件	825億円
令和元年度	14,173件	840億円
令和2年度	28,581件	2,164億円
令和3年度	9,048件	625億円

<貸付残高（令和4年3月31日現在）>

73,690件 4,105億円

4. その他

当業務では、融資にあたっては、財務内容に加え、経営者の能力、取引基盤や今後の事業の見通し等にも着目し、利用者の返済能力を見極めており、償還確実性に配意した審査に努めている。

[施策名：恩給担保貸付]

1. 政策的必要性

「株式会社日本政策金融公庫が行う恩給担保金融に関する法律」に定める恩給等の受給者に対し、その恩給等の受給権を担保として事業資金や消費資金を融通し、当該受給者の生活安定を図ることを目的としている。高齢化社会の進展に伴い、高齢者のライフスタイルは多様化しており、様々な資金ニーズが生じている。しかし、これらの高齢者については、年齢や収入状況等を理由に、一般の金融機関から融資

を受けることが困難なケースが多くみられることから、こうした高齢者の資金需要に柔軟に対応し、生活安定を図るための貸付制度である。

令和5年度の貸付規模については、足元の利用状況等を踏まえ、9億円を要求している。

2. 民業補完性

法令により、当公庫（※）以外が恩給等の受給権を担保とすることは禁じられており、一般の金融機関から融資を受けることが困難な恩給等の受給者に対して、当公庫が融資を行うことにより当該受給者の生活安定に寄与していることから、本貸付制度は、「民間金融市场の補完」に該当する。

（※）沖縄県においては、沖縄振興開発金融公庫。

3. 有効性

民間金融を補完しながら、資金面からの制約を解消する役割を果たした結果、利用実績は次のとおりとなっており、恩給等の受給者の金融手段として貢献している。

＜過去5年間の貸付状況＞

平成29年度	19,786件	64億円
平成30年度	17,011件	67億円
令和元年度	1,649件	15億円
令和2年度	994件	8億円
令和3年度	983件	8億円

＜貸付残高（令和4年3月31日現在）＞

9,997件 28億円

4. その他

当業務では、融資にあたっては、審査により利用者の必要額や無理のない貸付額を見極めるとともに恩給等の受給権を担保として保全を講じており、償還確実性に懸念はない。

[施策名：記名国債担保貸付]

1. 政策的必要性

次に掲げる法律に基づき発行された国庫債券を受領した者のうち、事業資金を必要とする者であって一般の金融機関からその融通を受けることを困難とするものに対し、その国庫債券を担保として資金を融通し、もって国民経済の健全な発展等に資することを目的としている。

- (1) 戦没者等の妻に対する特別給付金支給法（昭和38年法律第61号）
- (2) 戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法（昭和41年法律第109号）
- (3) 戦没者の父母等に対する特別給付金支給法（昭和42年法律第57号）
- (4) 戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法（昭和40年法律第100号）
- (5) 引揚者等に対する特別交付金の支給に関する法律（昭和42年法律第114号）

令和5年度の貸付規模については、戦没者の遺族等への資金供給に支障を来たすことのないよう配慮しつつ、足元の利用状況等を踏まえ、1億円を要求している。

2. 民業補完性

法令により、当公庫（※）以外の金融機関が記名国債を担保とすることは禁じられており、当公庫が戦没者の遺族等に安定的で低利の融資を行う必要があることから、本貸付制度は、「民間金融市场の補完」に該当する。

（※）沖縄県においては、沖縄振興開発金融公庫。

3. 有効性

民間金融を補完しながら、資金面からの制約を解消する役割を果たした結果、利用実績は次のとおりとなっており、戦没者の遺族等の行う事業の安定化に役立っている。

<過去5年間の貸付状況>

平成29年度	22件	7百万円
平成30年度	5件	3百万円
令和元年度	1件	1百万円
令和2年度	0件	0百万円
令和3年度	20件	4百万円

<貸付残高（令和4年3月31日現在）>

43件 13百万円

4. その他

当業務では、融資にあたっては、審査により利用者の必要額や無理のない貸付額を見極めるとともに国庫債券を担保として保全を講じており、償還確実性に懸念はない。

[施策名：教育資金貸付]

1. 政策的必要性

一般の金融機関が行う金融を補完することを旨としつつ、国民一般の資金調達を支援するための金融の機能として、小口の教育資金を貸し付ける業務を行うことにより、家庭の経済的負担を軽減し、教育の機会均等の確保に寄与し、もって国民生活の向上に寄与することを目的としている。

また、当施策は、家庭の経済的負担の軽減及び教育の機会均等の確保に寄与しており、これにより、所得格差拡大の防止にも貢献している。さらに、子育て世代の経済的負担の軽減を通じて、少子化対策の一助となる政策性も有している。

令和5年度の貸付規模については、足元の利用状況等を踏まえ、1,800億円を要求している。

2. 民業補完性

一般的に、教育ローンは「資金ニーズが小口」であるなどの理由により、一般の金融機関にとって融資判断等に投入する費用と効果が見合わないという問題が構造的に存在している。このため、一般の金融機関の教育ローンへの取組姿勢には、ば

らつきがあり、一般の金融機関だけでは教育資金のニーズに対して十分に対応することは困難であることから、本貸付制度は、「民間金融市場の補完」に該当する。

3. 有効性

民間金融を補完しながら、資金面からの制約を解消する役割を果たした結果、利用実績は次のとおりとなっており、教育費にかかる家庭の経済的負担の軽減等に大きく寄与している。

<過去5年間の貸付状況>

平成29年度	120,294件	1,749億円
平成30年度	118,628件	1,710億円
令和元年度	116,911件	1,680億円
令和2年度	94,082件	1,374億円
令和3年度	96,478件	1,421億円

<貸付残高（令和4年3月31日）>

948,044件 9,586億円

4. その他

当業務では、融資にあたっては、利用者の返済能力にかかる審査を十分に行うことにより、不良債権の発生抑止に努めており、併せて、必要な保全策も講じていることから、償還確実性に懸念はない。

3年度決算に対する評価

(機関名：株式会社日本政策金融公庫（国民一般向け業務）)

1. 決算についての総合的な評価

令和3年度は、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた小規模事業者からの資金需要へ適切に対応した結果、資金運用収益1,043億円の計上等により、経常収益は1,218億円となった。一方、貸倒引当金繰入額725億円の計上等により、経常費用は1,729億円となった。

これにより、経常損失は511億円、特別損益を含めた当期純損失は512億円となった。ただし、出資金を2兆7,755億円受け入れ、資産超過（純資産5兆2,416億円）となっていることから、財務の健全性に問題はない。

2. 決算の状況

(1) 資産・負債・純資産の状況

予算・決算比較貸借対照表

(単位：億円)

	令和3年度		
	当初予算額 (A)	決算額 (B)	増△減 (B-A)
[資 産 の 部]			
現 金 預 け 金	3,555	24,339	20,785
貸 出 金	324,447	125,723	△198,724
そ の 他	△1,069	△1,905	△836
資 産 合 計	326,933	148,158	△178,776
[負 債 及 び 純 資 産 の 部]			
借 用 金	261,358	89,812	△171,545
(うち財政融資資金借入金)	260,045	88,499	△171,545
社 債	11,152	5,252	△5,900
そ の 他	1,063	678	△386
(負 債 合 計)	273,573	95,742	△177,831
資 本 金	58,125	57,732	△393
資 本 剰 余 金	1,815	1,815	—
利 益 剰 余 金	△6,580	△7,132	△552
(純 資 産 合 計)	53,360	52,416	△944
負 債 ・ 純 資 産 合 計	326,933	148,158	△178,776

- 資産の減少 (△17兆8,776億円)

貸付実績が計画を下回ったこと等による貸出金残高の減少
(△19兆8,724億円) 等

- 負債の減少（△17兆7,831億円）

貸付実績が計画を下回ったこと等に伴う財政融資資金借入金の運用残による
借用金残高の減少（△17兆1,545億円）等

(2) 費用・収益の状況

予算・決算比較損益計算書

(単位：億円)

	令和3年度		
	当初予算額 (A)	決算額 (B)	増△減 (B-A)
経 常 収 益	3,926	1,218	△2,708
貸 出 金 利 息	3,675	1,043	△2,632
そ の 他	251	175	△76
経 常 費 用	4,758	1,729	△3,029
資 金 調 達 費 用	1,409	29	△1,379
営 業 経 費	900	775	△125
貸 倒 引 当 金 繰 入 額	2,299	725	△1,574
貸 出 金 償 却	127	192	65
そ の 他	23	7	△16
経 常 利 益	△832	△511	321
特 別 利 益	—	1	1
特 別 損 失	—	1	1
当 期 純 利 益	△832	△512	320

- 経常収益の減少（△2,708億円）

貸付実績が計画を下回ったこと等に伴う貸出金残高の減少等による貸出金利息の減少（△2,632億円）等
- 経常費用の減少（△3,029億円）

貸倒引当金繰入額の減少（△1,574億円）等